

議案第177号

指定管理者の指定について

さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市大宮区錦町682番地1	さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場
さいたま市大宮区大門町3丁目2番地	さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場
さいたま市大宮区錦町478番地6	さいたま市営大宮駅東口錦町自転車駐車場
さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地1	さいたま市営大宮駅西口桜木町自転車駐車場
さいたま市大宮区桜木町1丁目185番地	さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場
さいたま市大宮区土手町3丁目162番地4	さいたま市営北大宮駅自転車駐車場
さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地19	さいたま市営シーノ大宮自転車駐車場
さいたま市大宮区吉敷町4丁目269番地1	さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 関 成樹

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで